

裁 決 書

審査請求人

平成20年2月29日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第1項及び第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求のうち、平成20年3月分の見込み収入を と算定した根拠について説明を求める部分を却下し、 が、平成20年2月28日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更決定処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成20年2月28日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成20年3月分の総収入見込額を と認定し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定により、生活保護変更決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成20年2月29日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、概ね、次のとおり主張する。

- (1) 自営業に係るインターネット広告費用を申告したが、処分庁がこれを事業経費として認めなかったため、2月分保護費に多額の返納額が発生し、3月分の保護費が減額となったのは納得できないので、原処分の取消を求める。
- (2) また、原処分では3月分の総収入見込額を と算定した根拠について説明してほしい。

裁 決 の 理 由

- 1 本件に関しては次の事実が認められる。



2 判断

(1) 請求の要旨(1)について

ア 生活保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」とされ(生活保護法第8条第1項)、要保護者ごとに算定された需要に対し、その者の収入で補うことができない分について保護費を支給することとなる。

そして、事業収入については、「その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定する」(生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)) こととされている。

また、事業の「必要経費は当該事業収入を得るために直接必要な実費を控除する」(生活保護手帳(別冊問答集)問314)とされているほか、外交員の手みやげ、商店の歳暮について、「外交又は営業成績をあげ、ひいては収入の増加をもたらす手段として真に必要とする場合も考えられるが、それらの費用を認める限度及び効果等について測定し難いので、現在のところ一般的には

認められない」が、「生命保険の外交員の場合のマッチ、腕時計用カレンダー等については、その者の就労状況等からみて、それが当該就労に必要と認められるものであり、かつ、他の外交員との均衡を失しないものであるときに限り、必要最小限度の実費を認めて差し支えない」(生活保護手帳(別冊問答集)問316)とされている。

イ 広告宣伝費について、処分庁は、平成20年4月16日付け弁明書の中で、事業に直接必要な実費とはいえ、費用の限度・増収効果の測定が難しいことから、控除対象となる費用とは一般的に認められないとするが、そもそも広告宣伝費は、収入を得るための経費として、事業運営上一定程度認められるべきものであり、その性格は、外交員の手みやげ、商店の歳暮といったいわば交際費的なものではなく、むしろ生命保険の外交員の場合のマッチ、腕時計用カレンダーのような販売促進費的な意味合いに近いと考えられる。したがって、広告宣伝費が直接必要な実費であり、事業経費として控除することが妥当か否かを判断するに当たっては、その者のこれまでの就労状況等からみて、当該経費が当該就労に必要と認められるものか、他の同種業者との均衡を失しないものかどうか、さらにはその額が必要最小限であるかどうか判断する必要がある。

ウ そこで本件についてみると、平成20年2月と3月の収入申告書では、1月の収入は [REDACTED]、2月の収入は [REDACTED] であり、前年同期の収入(平成19年1月は [REDACTED]、2月は [REDACTED]) に比し、明らかに増加傾向が認められるなど、当該経費が請求人の就労に一定の効果を与えていることは明らかである。また、こうした効果により、請求人の稼働意欲への影響を考慮すると、本件広告宣伝費は、今後の請求人の収入を増加させ、自立を助長することに寄与することが期待できるものと考えられる。

また、インターネットによる広告が相当程度普及している中で、本件インターネット広告が、殊更他の同種業者との比較において均衡を失しているとはまではいえず、また本件インターネット広告にかかる費用も平成20年1月は [REDACTED]、2月は [REDACTED] であり、これを差し引いても、平成20年1月の事業収支において、 [REDACTED]、同年2月の事業収支において、 [REDACTED] の利益を出しており、直近の月(平成19年10月は [REDACTED]、11月は [REDACTED]、12月は [REDACTED]) との比較においても増加が認められることから、インターネット広告費用が一概に高額であると判断することができないものである。

さらに、処分庁が、以前チラシを広告宣伝費として経費と認定していることを考えると、インターネットによる広告について経費と認めないとしたことには合理的な理由がない。

(2) 請求の要旨(2)について

反論書によると、請求人は、処分庁が3月分の総収入見込額を [REDACTED] と算定した根拠の説明を求めているが、行政庁に対し何らかの作為を求める請求は、不作為の場合を除き、そもそも行政不服審査の対象外である。

よって、主文のとおり裁決する。

平成20年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ



教 示

- 1 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- 2 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

